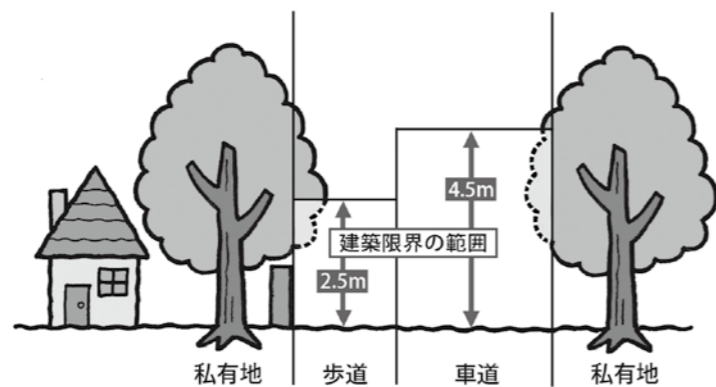


道路沿いの樹木等の伐採にご協力をお願いします

私有地から道路や歩道に樹木がはみ出ていると、歩行者や車の通行の妨げになるだけでなく、カーブミラーや道路標識が見えにくくなり大変危険です。

事故が発生した場合には、樹木の所有者が賠償責任を問われることもあります。

町から樹木の所有者に枝を切っていただくようお願いすることもあります。事故を未然に防ぐためにも、所有者の皆さんは定期的に点検して、道路にはみ出さないようお手入れをお願いします。



※条例により町道については車道 4.5m、歩道 2.5m の空間確保が定められています。

お問合せ●都市整備課土木管理係 ☎ 76-5407

住民基本台帳の閲覧状況を公表します

「住民基本台帳法」および「多古町住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する事務取扱規程」に基づき平成 25 年度中に閲覧が行われたものについて、下記のとおり公表します。

※閲覧できる情報は、住所・氏名・性別・生年月日に限られています。

閲覧者氏名 (法人の場合は名称および代表者 または管理者)	閲覧事由 (利用目的)の概要	閲覧年月日	閲覧した住民の範囲
(社)新情報センター 事務局長 平谷 伸次	国立公園に関する世論調査の対象者抽出 (委託者 内閣府大臣官房政府広報室)	平成 25 年 7 月 18 日	20 歳以上の男女で、住所が「多古町島」の住民のうち 16 件
(株)マーケティング・リサーチ・サービス 代表取締役 永井 孝由	第 46 回県政に関する世論調査の対象者抽出 (委託者 千葉県総合企画部報道広報課 広聴室)	平成 25 年 7 月 31 日	20 歳以上の男女で、住所が「多古町十倉三」の住民のうち 16 件

お問合せ●住民課住民係 ☎ 76-5401

わたしたちが町の相談員です

町では毎月 1 回、生活や人権に関する苦情・相談をお受けする「住民相談」を行っています。相談は無料で、秘密は守られます。お気軽にご相談ください。

- 行政相談委員 平山 敬子(塙)
飯田あや子(芝)
- 人権擁護委員 小川 成義(松木)
鈴木 正子(西谷)
宇井 葉子(方田)
市原 實(高野前)
前橋 辰雄(高根)

【敬称略】
お問合せ●住民課住民係 ☎ 76-5401

広報へ情報をお寄せください

地域情報の提供や紙面への意見提案などを『広報協力員』の方々をお願いしています。皆さんの身の回りに耳寄りな情報がありましたら、最寄りの『広報協力員』または総務課広報係までお寄せください。

- 広報協力員
金村 昭彦(仲町) 和田 数広(飯新)
市原はるみ(切通) 永井 敏雄(つしげ丘)
齊藤 千秋(谷三倉) 菅澤 義則(高津原)
佐藤 裕子(塙) 秋山 道義(志代地)
宇井 一二(高田) 桐谷やよい(坂並)

【敬称略】
お問合せ●総務課広報係 ☎ 76-2611

6 月は「児童手当現況届」の提出月です！

「児童手当現況届」は、養育している児童の数や所得の状況、現住所などを確認し、児童手当を受給できるかどうか判断するための大切な届け出です。現況届が未提出の場合は、児童手当を受給することができませんので、忘れずに提出してください。
(該当する方には、6 月上旬に提出用の現況届用紙を送付します)

■現況届に必要な添付書類

- ①受給者の健康保険被保険者証の写し(多古町国民健康保険以外の方のみ)
- ②別居監護申立書および住民票(該当する方のみ)
- ③児童手当用所得証明書(平成 26 年 1 月 1 日に多古町に住所がなかった方のみ)

提出期限●6 月 30 日(月)

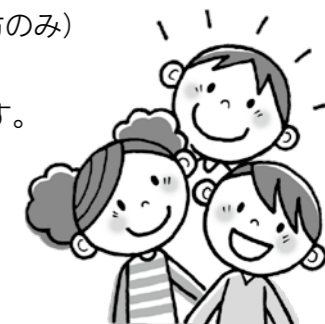
※やむを得ない事情により来庁できない場合は、郵送での届け出も可能です。

必ず連絡先を記入の上、必要書類をそろえて郵送してください。

【6 月 30 日(月)必着】

提出・お問合せ●子育て支援課こども係 ☎ 76-5412

(〒 289-2292 多古町多古 584 番地)



農業用廃ビニール・プラ類の回収

廃ビニール類等を搬入するときは事前に登録が必要です。産業経済課で受け付けていますので、早めの登録をお願いします。



回収日時●6 月 24 日(火)午前 9 時～午後 3 時、6 月 25 日(水)午前 9 時～正午

ところ●JA 多古町ライスセンター

処理料●1kgにつき 9 円(個人負担金)

※廃プラ類(肥料袋・培土袋を含む)と廃ビニール類は必ず水洗いをして、土などの付着物を取り除いてから分別し、1 枚ずつ重ねて束ねた状態で出してください。

お問合せ●産業経済課農業振興係 ☎ 76-5404

耕作放棄地の再生を支援します！

耕作放棄地は、雑草や病害虫の発生、有害鳥獣のすみかになるなど様々な問題の原因となっています。そこで国や県では耕作放棄地を再生する場合、一定の要件を満たす取り組みに対して助成金を交付しています。

■支援を受けるための主な要件(耕作放棄地再生利用緊急対策事業)

- 再生作業に 10a あたり 10 万円以上相当かかること。
 - 再生後、5 年以上耕作を継続すること。
 - 対象地は全体調査で区分された耕作放棄地であること。
 - 原則、地権者による再生作業は対象外。
- 詳細につきましてはお問い合わせください。

地域の再生作業を支援する
「耕作放棄地活用応援団」
を募集しています

お問合せ●多古町産業経済課農業振興係 ☎ 76-5404

千葉県農林水産部農地・農村振興課 ☎ 043-223-2862